

2012年5月22日

環境大臣
細野 豪志 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 徳永 秀昭

岩手・宮城の災害廃棄物（がれき）の広域処理に

関する要請について

貴職の環境保護と被災地復興の取り組みに敬意を表します。

さて、国では、岩手と宮城の災害廃棄物（がれき）について、地元での処理と合わせて、全国の自治体での処理を進めています。自治労としては、全国の自治体へ受け入れへの協力を要請しているところです。広域処理に当たっては、次の事項について、国が対応を講ずる必要があると認識しております。国としての対応を要請いたします。

記

1. 焼却灰等の最終処分については、国が最終的に責任を持って処理することを明確し、最終処分場の設置についても国が行うこと。
2. 被災自治体が、「がれき」の分別やリサイクルの推進、焼却施設の新設、現地での処分場づくりなどを進め、雇用対策を同時に進めることができるよう、国としての支援策をまとめること。
3. 「がれき」の広域処理にあたっては、経済性や効率性を考慮し、国が主体となり調整を行うこと。また、受け入れ自治体の住民理解を醸成するよう、国としての説明責任を果たすこと。
4. 受け入れ自治体が、新設のバグフィルター等の設置・交換を行う場合の費用については国が負担すること。
5. 焼却作業などに従事する労働者の安全の確保について、国が責任を持って支援を行うこと。

以上